



長野県報

1月30日(木)
令和7年
(2025年)
第579号

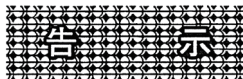
目次

告示

| | |
|--|---|
| 長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定（自然保護課） | 1 |
| 都市計画事業の認可（都市・まちづくり課） | 2 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市・まちづくり課） | 2 |
| 広域連合の規約の変更の許可（市町村課） | 2 |

公告

| | |
|------------------------------|---|
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課） | 3 |
| 土地改良区の定款変更の認可（農地整備課） | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） | 3 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課） | 3 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（特別支援教育課） | 4 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（警務課） | 4 |



長野県告示第33号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をします。

令和7年1月30日

長野県知事 阿部 守一

1 指定希少野生動植物として指定する動物（1種）

| 種の名称 | 指定の理由 |
|------|---|
| アカモズ | 丘陵地や低山地の明るい林、まばらに木の生えた草原を好み、県内ではその環境に近い果樹園に生息する種である。捕食者及び人為的事象による繁殖環境の悪化により生息個体数が著しく減少しており、絶滅の危険性が高く、特に保護を図る必要があるため。指定後、保護回復事業計画を策定し、適正かつ効果的な保護活動を行うため。 |

2 特別指定希少野生動植物として指定する動物（1種）

| 種の名称 | 指定の理由 |
|------|--|
| アカモズ | 丘陵地や低山地の明るい林、まばらに木の生えた草原を好み、県内ではその環境に近い果樹園に生息する種である。捕食者及び人為的事象による繁殖環境の悪化により生息個体数が著しく減少しており、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。指定後、保護回復事業計画を策定し、適正かつ効果的な保護活動を行うため。 |

自然保護課

長野県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
駒ヶ根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
駒ヶ根都市計画道路事業 3・5・12号中割経塚線
及び 3・5・22号経塚飯坂線
- 3 事業施行期間
令和7年1月30日から
令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
長野県駒ヶ根市赤穂、南田、経塚、及び下平地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市・まちづくり課

長野県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和7年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・5・6号出川浅間線
- 3 事業施行期間
令和元年7月18日から
令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市・まちづくり課

長野県諏訪地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年12月27日付けで諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

令和7年1月30日

長野県諏訪地域振興局長 竹花 顕宏

市町村課